

平成28年第3回栗原市教育委員会定例会会議録

1. 招集日時 平成28年3月23日(水) 午後1時00分

2. 招集場所 栗原市金成庁舎2階 201会議室

3. 出席委員

1番	笠間 八十公	委員	2番	佐々木 一彦	委員
3番	亀井 芳光	委員	4番	白鳥 正文	委員
5番	早坂 留美	委員			

4. 説明のため出席した者

部長	鈴木 正弘
次長	菅原 昭憲
次長	白鳥 智之
教育総務課長	高橋 喜美男
学校教育課長	加藤 栄悦
〃 副参事	高橋 伸
社会教育課長	千葉 正一
文化財保護課長	高橋 久悦

5. 本委員会の書記は次のとおりである

教育総務課長補佐 白鳥 明美

6. 開 会

午後1時00分

教育総務課長 只今から平成28年第3回栗原市教育委員会定例会を開会いたします。
一同礼。 御着席願います。

本日は、委員5名の出席でございます。それでは開会の挨拶を教育委員長よりいただき、その後、教育委員長の進行のもとに進めていただきますので、よろしくお願ひします。

7. あいさつ

佐々木委員長 今日が彼岸明けです。桜前線の予想では、当地は、開花が4月15日辺り、満開はそれから5日から7日後ということのようです。名勝地の桜の景観も見事ですが、毎年見ている地元の桜の木や桜並木をじっくり眺めるのも格別の趣があります。待ち遠しい気持ちがあります。

幼稚園、保育員の修了式や小学校、中学校の卒業式への対応、お疲れ様でした。今月12日から始まって19日までに、それぞれの区切りの儀式が終了いたしました。

子どもたちを支えた保護者や教職員、来賓、地域の方々が見守る中で、子どもたちが頑張って修了、卒業を迎えられたことへの称賛や新たなスタートへの祝福が行われ、また、人生観の凝縮である、はなむけの言葉も贈られました。発達段階に応じた節度や厳粛さの中に、清新な雰囲気、希望が感じられる中でこのような儀式的行事が行われるのはいいものだなと思います。

感極まって涙を流す子どもたちや、保護者の皆さんの涙は、一つの区切りを超えることのできたことへの高揚感でしょうか、或いは、浄化として、同様の体験を重ねてきた同席する方々の共感を誘うのでしょうか。

このような区切りの儀式に参列していつも思い出す話があります。自分のことで恐縮ですが、私が若い頃勤務した学校の校長先生が子どもたちに対して話されていたのを側で聞いた、植物の竹についての話です。30年以上も前の記憶です。

大雪の時に、その重さに大木の枝が折れたり、強風の中で、他の植物が枝を散らされたりする中で、竹はしなやかにそれらをかまし、難が過ぎればすくっと起き上がり、上に向かって伸びていきます。竹は、どうしてこのように強いのか。それは、竹に節があるからです。節の存在が構造的に竹の強度を高めていて、柔軟性も持たせているのです。

私たちの歩みの中にもいくつかの季節があり、節があります。幼稚園の修了や小学校の卒業、義務教育の終了などは、誰もが通過する人生初期の節と言えるでしょう。大人の就職や結婚、或いは退職等も大きな節です。年度の区切りも小さな節の一つと言えるでしょう。

区切りにあたってその時期、その季節をよく振り返る。そして、次の新たな目標を定め、その実現に向けて努力して、節を一つ一つしっかりと作っていく。そうして作られた節こそがその後の自分に強さとしなやかさを与え、自分を守ってくれることになるのです。

確かそのような内容だったと思いますが、自分の考えや思いも加味されているかもしれません。式場をそれぞれの表情で退場していく子どもたちの姿を見ながら、これから多くの季節を暮らし、数限りなく節を作っていくであろう彼らに幸多きことをと秘かに願ったところでした。

さて、今年度も残すところあとわずかとなりました。本年度は、栗原市においては、11年目を迎えて、10周年記念イヤーとして、多彩な記念行事が展開されました。教育部も多くの事業を担って奮闘しました。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、施行された年度でもありました。本市においても、総合教育会議を設置し3回の開催、教育の振興に関する施策の大綱の策定等に鋭意取り組んできました。

これらを含めて、施策の実施など、今年度も諸課題への対応に明け暮れた1年でありましたが、それぞれ成果を上げて年度末を迎えることができること、皆さんのご労苦に改めて敬意と感謝を表します。本当にお疲れ様でした。

なお、事務局の皆さんには、年度末、年度始めと続くこの時期は、組織人員の改編も行われ、業務量が一段と増えて、多用を極めます。経験豊富な皆さんには釈迦に説法ですが、どうぞ、健康管理、体調維持に留意されまして、ここを乗り越えていただきたいと思います。

本日は議案が多くあります。ご審議方よろしくお願いいたします。

佐々木委員長 ここで、事務局より議案の追加の申し出があります。事務局説明をお願いします。
教育総務課長 栗原市スポーツ推進計画（改訂）について、栗原市スポーツ推進計画は、3年毎に施策や事業の見直しと改善を図ることとしており、平成25年3月に改訂した推進計画を、今回栗原市スポーツ推進審議会において見直しを行ったものです。その改訂案を追加するものであります。よろしくお願いいたします。

佐々木委員長 お諮りします。事務局から議案追加の申し出がありました。
議案第31号栗原市スポーツ推進計画（改訂）についてを追加してよろしいでしょうか。
「異議なし」の声あり

佐々木委員長 異議なしと認め、事務局の申し出のとおり議案を追加します。

8. 前回教育委員会会議録の承認

佐々木委員長 それでは、日程1、前回教育委員会会議録の承認について、お諮りします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局 平成28年2月15日、本会場において開催されました平成28年第2回栗原市教育委員会定例会でございますが、ご審議いただいた議案は「議案第1号 平成28年度栗原市教育基本方針について」を含む6議案でございますが、全て承認可決されました。

以上でございます。

佐々木委員長 説明が終わりました。この内容について、ご質問等はございませんか。

「なし」の声あり

佐々木委員長 ご異議なしと認め、前回教育委員会会議録は説明のとおり承認することとします。

9. 教育委員会会議録署名委員の指名

佐々木委員長 日程2、教育委員会会議録署名委員の指名を行います。

例により議長から指名します。

3番の亀井委員と4番の白鳥委員をお願いいたします。

10. 教育長報告

佐々木委員長 日程3、教育長報告を行います。

教育長から報告をお願いします。

亀井教育長 私のほうから一般事務報告をさせていただきます。まずもって、委員長さん初め委員さん方には、今年度最後の教育委員会ということになりますが、いろいろな面でご指導いただいたことに感謝申し上げます。本当にありがとうございました。特に、早坂委員さんにおかれましては、4月の定例会をもって、後身に道を譲られるという運びになりました。私たちといたしましては、大変残念ではありますが、今までお世話になりましたご恩を大切にしながら、今後また子どもたちのため、社会教育の充実のために取り組んでまいりたいと思います。後任の方は、志波姫在住の千葉みどりさんで、5月20日からご就任いただきます。35歳で、お子さんが4人と聞いております。早坂委員さんにいろいろご相談があるかと思しますのでよろしく願いいたします。

それでは、資料に基づいて報告いたします。2月定例教育委員会以降の対応事業につきましては、別紙資料がありますので、ご覧いただきたいと思っております。

定例議会が終わりまして、全議案承認可決されました。大変うれしく思いますし、その陰には職員の頑張りがあったということで、我が教育部の職員をほめてあげたいと思っております。

それから、白鳥省吾賞の表彰式、折鶴を通したイスラエルの小学生との交流活動が栗駒小学校でありました。これは、お互いに折鶴を折って交換したり手紙を交換したり、そういう交流であります。非常に素晴らしい交流会でありまして、大使館の職員がいらっしゃいました。

それから、第三者機関による栗原市いじめ防止対策調査委員会の27回目、最終の会議が3月6日にありました。一昨年の12月に起きました市内中学生の自死に関わる委員会でありましたが、結果としては報告の通りであります。二度とかかるような事故がないように、新たに決意をするとともに、今後の対応についてきちんとした形でご指導をいただいた、最後の会

議でございました。

それから、台湾南投市政府代表团、市長はじめ14名の方が栗原市にお出でになりまして、歓迎交流レセプション等を行いました。その中で、一方通行ではなく、相互交流をしたい。観光客を含め、インバウンドと言いますが、行ったり来たりしたいというお話がありました。これに関しましては、市内の小中学生も交流しようじゃないかという方向性も出てきました。どういう形がいいか今後検討していく必要があるかと思っております。例えば現在やっている青空大使ですが、青空大使は英語教育中心にしてオーストラリアに派遣しておりますが、一方通行になっているのが残念だなあという気がします。それを台湾に変えたらどうなのかということもありますが、そうすると、英語圏ではなくなるわけですね。その辺の課題が出てきますので、それらを含めながら、今後の交流の在り方について検討していく必要があるかと思っております。

それから、先日は総合教育会議に出席いただきありがとうございました。今年度の反省と共に次年度への方向性ということで、皆様方から様々なご意見を賜りました。それを生かしながら、11年目を迎える新たなスタートという気持ちで頑張っていきたいと思っております。

それから、幼稚園修了式、小中学校卒業式にご出席、告辞等いただきありがとうございました。感謝申し上げます。

次に、学校、幼稚園再編計画の進捗等についてであります。築館小学校、玉沢小学校の再編準備委員会につきましては、2月24日に立ち上げまして、既に、来年29年4月1日の開校に向けて準備に入ったところでございます。

それから、幼保一体施設及び3年保育の実施に向けてであります。次年度から市内全ての幼稚園が3年保育になります。栗駒、志波姫、それから一迫幼稚園は4教室増設して間もなく完成します。瀬峰幼稚園につきましては、空き教室を3歳児保育室にして、給食を提供してまいります。よしの幼稚園も、若干狭いですから、職員室や保育室の改修をして、対応できるようにしているところであります。それから、築館幼稚園に隣接して保育所新築になります。それから、北部学校給食センターの新設、8月から稼働できるという形で、3年保育、全て給食提供ということで準備しているところでございます。

栗駒幼保一体施設、志波姫幼保一体施設の内覧会ですが、委員さん方には本日、市議会議員、行政区長、民生委員児童委員、PTAの役員の方々を対象に3月28日の午前と午後に行います。一般の方々については、新年度になりましてから実施する予定にしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、中高一貫教育を推進して連携型の推進を図っているところですが、連携型については、場所が離れていることもあり、高校のほうがどうも積極的でないし、その効果が薄いということが言われています。そういうことから、これを一回見直して、どのような形、一体型が出来ないのかも含めて、28年度中に方向を固めていかなければならない。現在、高校の将来構想についての懇話会が行われていますので、その辺含めながら今後少し詰めていく必要があるかと思っております。具体的にはまだ何も出来ておりませんが、その辺について、今後教育委員会でも検討していく必要があるかと思っております。

次に、市内園児、小中学校の状況ですが、3月14日に高校の入試結果が発表されました。資料を添付しておりますので、それをご覧いただきたいと思います。定員に満たなくても落としているところもありますが、2次募集もありますので、希望者全員が高校に入れるものと期待しております。

生徒指導関係、不登校・いじめについては、この前の総合教育会議で話しましたが、いじめについては、今年度2月末現在で、小学校は10件、総数は15であります。件数は10件あります。中学校は、総数では13件であります。同じ子が継続しているのがありますので7件あります。これが報告を受けている件数でありまして、ほとんどが解決の方向に向かっています。不登校児童につきましては、小学校では19名、中学校では56名であります。卒業式の時に、どんな形で子どもたちが卒業式に参加したか調べてみました。中学校では、結局この中で卒業式に参加できなかった子は1名でありました。この子につきましては、卒業証書を卒業式の当日の午後に会議室において校長先生が本人に手渡しているという報告を受けたところあります。一方、小学校につきましては、2名の欠席がございました。1人は、3月22日、自宅に担任と校長が出向いて授与をしました。もう1件については、離任式、3月30日に、本人に授与する予定としております。概ね、普段休んでいるけれど、卒業式の日には登校した子が多かったようです。また、本日、けやき教室で終了式がございました。11人在籍しておりますが、出席したのは6名で、中学生が4名、小学生が2名出ておりました。中学3年生が2名おりますが、その2名は全て希望する高校に進学することが出来ました。大変うれしい限りでございますので、これを報告しておきます。

それから、交通事故や管理下内の怪我の状況であります。今年は、交通事故が、小学校9件、中学校12件ということで、飛び出し、自転車での事故が多いようでありまして、引き続き交通安全に気を付けていかなくてはいけないと思っております。管理下内における事故については、小学校が25件、中学校が15件でありました。昨年度と比べると少し増えています。遊具の使い方などきちんと指導していく必要があると思っております。その辺について、指示していきたいと思っております。

それから、インフルエンザの罹患状況につきましては、例年より少ないようでありまして、幼稚園で若干学級閉鎖したところがありますが、それほど多くないようであります。引き続き、明日でもって全ての学校で修了、春休みに入りますので、事故防止について、重ねて徹底するように指示しているところであります。

次に、教職員及び市職員の人事関係であります。教職員につきましては、内々示3月4日、内示を3月18日に行いまして、校内発表が明日でございます。明日の午後1時に全ての職員に話してよろしいという指示を受けておりまして、午後2時に県教委でマスコミに投げ込みます。明後日の朝刊に載るということになります。特に大きなトラブルもなく落ち着いている状態でございます。市職員の異動内示でございますが、本日が部長、総合支所長級の内示のようです。一般については、それを受けてその後になると思っておりますが、遅くとも25日までには内示されるという運びになっているようでございます。それから、教育研究センター特任教授の選任ということで、資料を添付しておりますが、1番目、4番目の方が新しくなります。2番、3番の方は継続になります。なお、センター長につきましては、この後人事案件がございまして、その折にお話しをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、年度末、年度始め、様々な事業が行われます。離任式、服務宣誓式、着任式、入学式等々でございます。入学式の割り当てについては後で調整したいと思っております。

それから、病院事業管理者が鈴木元悦氏から新しく平本哲也氏、大崎市民病院副院長の方が、今度新しく病院事業管理者になります。これまで以上に病院事業の充実が図られるのではないかと期待しております。

要望書として出ていることについてですが、栗駒総合体育館の天窓がありますが、地震でや

られまして、目隠しできない状態になっております。そこから、日が射して、卓球やバドミントン等様々な競技をするときに支障になるということで、塞いでくれないかという要望がありまして、その辺につきましては、次年度、補正になるかと思いますが、検討していきたいと思っています。

最後に、お詫びでございますが、先ほど教育総務課長が申し上げましたが、1案件、議案として追加させていただきました。本当に申し訳ございませんでした。スポーツ推進計画でありまして、この間、スポーツ推進審議会を行いまして、そこで協議し、了承を得て、最終的に教育委員会の判断を仰ぐことになっております。よろしくご審議いただくようお願いいたします。

私からは以上でございます。

佐々木委員長

只今の一般事務報告についてのご質問はございませんか。

笠間委員

折鶴を通したイスラエルの小学校との交流の件ですが、これは、どういったきっかけで始まったのでしょうか。

学校教育課長

本交流事業につきましては、市長の知人であります一迫出身の門傳さんという方を通じまして紹介された事業であります。これまで県内では、仙台市の金剛沢小学校でイスラエルの小学校との交流を行っていたようでございますけれど、この度、栗原市の学校でもということで、夏前に話がありまして、2月24日に実現したということでございます。対象校は先ほど教育長が申し上げましたが、栗駒小学校で行われまして、当日の式典には6年生の児童が出席しました。折り紙を折ったのは、4年生から6年生までの児童です。イスラエルから来た折り紙を貰い、こちらの折り紙を大使館の文化芸術担当官の方にお渡ししたといったような内容であります。

笠間委員

手紙の交流と先ほど聞きましたが、それは向こうからは英語で来るのですか。こちらからは日本語で書くのですか。

学校教育課長

向こうの小学校は、イスラエルアラブ系の女子小学校で、レベル的にも高い学校だと伺いました。大使館で翻訳した形でこちらの小学校に届けられました。栗駒小学校の方からも日本語で手紙を書いております。

笠間委員

原稿は翻訳してくださって日本語で読めるのに、原文は読めない、子どもたちが英語に親しむという意味では、いきなり日本語より、英語と日本語の両方あった方がいいのではと思いました。

学校教育課長

そちらの小学校の方では、母国語が、アラビア語と英語とイスラエル語の3つの原語を使っているそうです。そういった形での交流ということで、今後も継続すればいい形になるのではないかと思います。一番最後に出席した6年生の子どもたちがイスラエル国歌を向こうの言葉で歌いまして、大使館の職員から感謝されたというところでございます。

佐々木委員長

他にございますか。

白鳥委員

怪我についてですが、小学校と中学校それぞれ25件、15件あったようですが、程度はどうだったのかと、管理下での怪我ということで、責任問題等あると思うんですが、どのような内容だったのか分かれば教えてください。

学校教育課長

怪我で重症なのは、瀬峰小学校の女子児童なんですけど、下校途中に対向して走ってきた軽乗用車が歩道の方に乗り上げてまして、足を複雑骨折したというのが一番大きな事故であります。その他については、学校の、例えば体育とかそういった活動内での事故とか、休み時間中に子ども同士がぶつかったとか、そういったものと、先ほど教育長の話にありました登下校中での交通事故といったようなもので、主に接触事故が多いといったような状況であります。

- 亀井教育長 補足しますと、登下校中も学校管理下内なので交通事故も入るのですが、一般の事故ですと、体育の時間というよりも遊び時間に鉄棒から落ちて手首を骨折したり、足首を捻挫したりというのが非常に多いです。あと転び方が悪くて顎を切ったとか、そういうのが多いという感じがしました。ただ、問題となって誰が原因だとか、訴訟問題になるとか、そのようなケースは聞いておりません。
- 学校教育課長 学校内での事故はもちろんですが、今、教育長が申し上げましたとおり、登校、下校途中も学校管理下内ということでございますので、日本スポーツ振興センターから療養費については補償されるということになります。
- 佐々木委員長 他にございませんか。
「なし」の声あり
- 佐々木委員長 ないようですので、日程3、教育長報告を終わります。
- 佐々木委員長 委員の皆さんにお諮りします。人事案件及び個人情報であります、日程4、専決処分報告(1)栗原市任期付市費負担教員の採用について、(2)栗原市任期付市費負担教員の任期の更新について、及び日程18、議案第22号、平成27年度就学指導を要する児童生徒についてから日程26、議案第30号、栗原市教育委員会職員の人事については秘密会として、先にご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。
「異議なし」の声あり
- 佐々木委員長 ご異議なしと認め、日程4、専決処分報告、及び日程18、議案第22号、平成27年度就学指導を要する児童生徒についてから日程26、議案第30号、栗原市教育委員会職員の人事については秘密会といたします。ここで、関係職員以外の退席のため暫時休憩します。
- 佐々木委員長 休憩中の会議を再開します。日程5、議案第9号、栗原市教育委員会組織規則の一部を改正する規則についてを上程します。内容の説明を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長 議案書3ページをお開き願います。議案第9号、栗原市教育委員会組織規則の一部を改正する規則についてを説明します。
これにつきましては、平成28年4月実施の行政組織改編及び事務分掌の見直しにより、所要の改正を行うものであります。
新旧対照表でご説明いたしますので、6ページをご覧ください。目次中「第5章 附属機関(第38条)」を削り、第5条中、第10号の次に(11)主幹教諭を加え、第7条の表中「教育施設係」を「教育環境係」に改め、「教育環境推進係」を削り、第8条の表中「教育施設係」を「教育環境係」に、分掌事務4から9を追加し、「語学指導助手」を「外国語指導助手」に改めるものです。続きまして、8ページをご覧ください。第15条中「園長」の次に「副園長、主幹教諭」を加え、第26条を細倉鉦山資料館の廃止に伴い削除し、第5章 附属機関の規定については、附属機関の設置根拠となる例規の所管課により附属機関を担当する部署が明確であるため、当該規定を削除するものです。この規則は、平成28年4月1日から施行し、第5条及び第15条の改正規定は、公布の日から施行するものです。
以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
- 佐々木委員長 説明が終わりました。ご質問ございませんか。
「なし」の声あり
- 佐々木委員長 原案のとおり承認してよろしいですか。

「異議なし」の声あり

佐々木委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

佐々木委員長 日程6、議案第10号、栗原市教育委員会庶務規程の一部を改正する訓令についてを上程します。内容の説明を求めます。教育総務課長。

教育総務課長 議案書10ページをお開き願います。議案第10号、栗原市教育委員会庶務規程の一部を改正する訓令についてを説明します。

これにつきましても、新旧対照表でご説明いたします。12ページをお開きください。改正内容につきましては、鶯沢学校給食センター及び細倉鉦山資料館の廃止に伴い、所要の改正を行うもので、別表2中 鶯沢学校給食センター、栗原市鉦山資料館を削除するものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

佐々木委員長 説明が終わりました。ご質問ございませんか。

「なし」の声あり

佐々木委員長 原案のとおり承認してよろしいですか。

「異議なし」の声あり

佐々木委員長 ご異議がないようですので、原案のとおり承認することといたします。

佐々木委員長 日程7、議案第11号、栗原市教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長に委任する規程の一部を改正する訓令についてを上程します。内容の説明を求めます。教育総務課長。

教育総務課長 議案書14ページをお開きください。議案第11号、栗原市教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長に委任する規程の一部を改正する訓令についてを説明します。

今回の改正理由につきましては、これまで学校評議員の委嘱については、校長の推薦により教育委員会が委嘱していましたが、平成27年1月15日付け文部科学省からの通知を受け、栗原市教育委員会においては校長へ委任することとしたため、所要の改正を行うものです。それから、細倉鉦山資料館の廃止に伴う改正でございます。

新旧対照表でご説明いたしますので、16ページをご覧ください。別表中、市立学校長への委任事務に、第24条第3項に規定する学校評議員の委嘱に関する事務を追加し、細倉鉦山資料館長の項を削るものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

佐々木委員長 説明が終わりました。ご質問はございませんか。

「なし」の声あり

佐々木委員長 原案のとおり承認してよろしいですか。

「異議なし」の声あり

佐々木委員長 それではご異議なしと認め、原案のとおり承認することとします。

佐々木委員長 日程8、議案第12号、栗原市教育委員会非常勤職員取扱規程の一部を改正する訓令についてを上程します。内容の説明を求めます。教育総務課長。

教育総務課長 議案書17ページをお開きください。議案第12号、栗原市教育委員会非常勤職員取扱規程の一部を改正する訓令についてを説明します。

改正理由につきましては、栗原市教育委員会非常勤職員について、安定的な人材確保をするため、平成27年人事院勧告による職員の給与改定等を考慮し、非常勤職員賃金月額を引き上げるものです。また、休業及び休暇について、忌引きを正職員と同様にするなど、近隣他市との均衡や労働環境の向上につなげるため、所要の改正を行うものです。

新旧対照表で説明いたしますので、24ページをご覧ください。第7条第2項に、「非常勤職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しない場合の減額する相当額は、その月の給与全額とする」と、ただし書を加え、第17条中「又は」を「若しくは」に、「並びに」を「又は」に、別表第1、別表第4及び別表第5を24ページから29ページの表に改めるものです。30ページをご覧ください。様式第1号中「通勤手当」を「交通費」に改めるものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

佐々木委員長
白鳥委員
教育総務課長
白鳥委員

説明が終わりました。ご質問はございませんか。

非常勤職員の勤務日数は、週何日、何時間ですか。

1日6時間45分、週5日間で、雇用については更新もありますが1年以内であります。

先ほど忌引きについての説明を受けましたが、それ以外に有給休暇はあるのかと、基本的に日給月給だと思っておりますが、全日休んだ場合は全額引くのはわかりませんが、欠勤した場合の扱いについてお願いします。

教育総務課長

給料につきましては月給でございます。有給休暇についても雇用期間によって日数を定めております。

佐々木委員長
笠間委員
教育総務課長
佐々木委員長

他にございませんか。

人材の確保ということですが、近隣の市と比べると賃金月額と同程度ですか。

そちらの資料はただいま持ち合わせておりませんでしたので、次回報告させていただきます。

その他の質問はありますか。

「なし」の声あり

佐々木委員長

原案のとおり承認してよろしいですか。

「異議なし」の声あり

佐々木委員長

それではご異議なしと認め、原案のとおり承認することとします。

佐々木委員長

日程9、議案第13号、栗原市教育委員会臨時職員取扱規程の一部を改正する訓令についてを上程します。内容の説明を求めます。教育総務課長。

教育総務課長

議案書31ページをお開きください。議案第13号、栗原市教育委員会臨時職員取扱規程の一部を改正する訓令についてを説明します。

改正理由につきましては、栗原市教育委員会非常勤職員と同様に、安定的な人材確保をするため、平成27年人事院勧告による職員の給与改定等を考慮し、臨時職員賃金単価を引き上げ、休業及び休暇についても、忌引きを正職員と同様にするなど、近隣他市との均衡や労働環境の向上につなげるため、所要の改正を行うものです。

38ページの新旧対照表をご覧ください。第17条中「又は」を「若しくは」に、「並びに」を「又は」に、別表第1、別表第4を38ページから43ページの表に改め、様式第1号中「通勤手当」を「交通費」に改めるものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

佐々木委員長
笠間委員

説明が終わりました。ご質問はございませんか。

こちらについても、先ほどと同様、次回でよろしいので、近隣との比較の資料をお願いします。

佐々木委員長

他にございませんか。

早坂委員

学校補助員をしていた方からお話を聞いたことがあったのですが、何年か更新して臨時職員で学校にお勤めした場合に、何ヶ月間もお休みしなければいけないとお聞きしました。例えば

4月から3ヶ月位お休みして学校に戻られるそうなのですが、4月から子どもたちと接したいという要望があるようなのですが、そういった場合、どうにかして4月からお勤めできないのでしょうか。

学校教育課長 ただいまの質問ですが、地方公務員法第22条の規定に基づきまして、一般職の任用の中で、臨時的任用職員というのがございます。基本的に、6ヶ月任用で、1回限り6ヶ月延長することが出来るということで、臨時職員として任用する場合は、9月いっぱいまで任用して、1回の更新で翌年3月までということで、それが臨時職員として任用する場合の一番最長期間ということになります。古い、昭和の時代ですと、常勤的臨時職員という者がいたこともありました。今は地方公務員法の脱法行為というのは認められておりませんので、6ヶ月、6ヶ月で12ヶ月、いったん1ヶ月空ければ任用できるということになっております。非常勤職員につきましては、先ほど教育総務課長が申し上げたところでございますが、任用期間については1年の任用期間で、年度当初から任用することが出来まして、最長3年まで更新することが出来ます。3年間雇用した場合は、3ヶ月休んでいただくとまた任用できるということになります。これも地方公務員法の規定でやむを得ない措置で、学校現場としては、出来る限り慣れた方を使いたいところではあるんですが、そういった対応になっております。ただし、例外的な措置として、幼稚園教諭や保育士、看護師、保健師等資格職については、人材がないということで、継続的な雇用を人事課のほうでも認めている状況でございます。

佐々木委員長 他に質問はありますか。

「なし」の声あり

佐々木委員長 原案のとおり承認してよろしいですか。

「異議なし」の声あり

佐々木委員長 それではご異議なしと認め、原案のとおり承認することとします。

佐々木委員長 続きまして、日程10、議案第14号、栗原市立幼稚園に勤務する職員の勤務時間に関する規程の制定についてを上程します。内容の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長 議案書45ページをお開きください。議案第14号、栗原市立幼稚園に勤務する職員の勤務時間に関する規程の制定についてを説明します。

本議案につきましては、平成28年度から、市立幼稚園の預かり保育の時間を、従来の登園日においては、教育時間終了後から午後6時30分まで、長期休業期間中等の特定日においては、午前7時30分から午後6時30分までとしていたものを、保育所の保育時間と同様に、登園日においては、教育時間終了後から午後7時まで、長期休業期間中の特定日においては、午前7時から午後7時までと延長し、さらに土曜日保育も実施することから、栗原市立幼稚園に勤務する職員の勤務時間について、栗原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第4条第1項の規定に基づき、別表のとおり、早番勤務1及び2、準早番勤務、通常勤務、準遅番勤務、遅番勤務1及び2の7区分を定め、勤務ローテーションにより、対応するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

佐々木委員長 説明が終わりました。ご質問はございませんか。

白鳥委員 基本的に幼稚園は土・日休み、保育所は土曜日もやっているということですか。

学校教育課長 平成27年度までは、土曜日は預かり保育を実施していませんでしたが、28年度からは、希望する方で、実際に保育に欠ける方につきましては、土曜日についても預かり保育を実施するというようにしており、幼稚園も変則勤務になりますことから、新たに勤務時間に関する規程を制定するものであります。

亀井教育長 補足します。幼稚園そのものの教育課程は金曜日までです。土曜日はあくまでも預かりの部分という捉え方でございますので、預かり保育というのは子育て支援、どちらかといえばそのような形になります。あくまでも希望する方の預かりです。

佐々木委員長 28年度の預かりを希望する方の数はだいたい把握しているのですか。

学校教育課長 本日の教育委員会定例資料の4ページに、3月1日現在の状況がございます。この中で、土曜日については手元に数字を持っていませんが、既に審査を終えて、土曜日の預かり保育の数も確定しているところでございます。現場の案内の際にご説明したいと思います。

佐々木委員長 他に質問はありますか。

「なし」の声あり

佐々木委員長 原案のとおり承認してよろしいですか。

「異議なし」の声あり

佐々木委員長 それではご異議なしと認め、原案のとおり承認することとします。

佐々木委員長 続きまして、日程11、議案第15号、栗原市学校教育法施行細則の一部を改正する規則についてを上程します。内容の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長 議案書48ページをお開きください。議案第15号、栗原市学校教育法施行細則の一部を改正する規則についてを説明します。

本議案につきましては、平成27年4月1日からの子ども・子育て支援法の施行、及び平成28年度からの市内全ての幼稚園での3年保育の実施に伴い、事務手続き及び保育年限について改正を行うものであります。

50ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。第17条の入園の資格中、これまでも市外の子どもを市立幼稚園に受け入れしていましたが、子ども・子育て支援法の施行に伴い、市立幼稚園については特定教育施設として、1号認定の子どもを受け入れることとなることから「市に住所を有する幼児を原則」を「幼児」に改めるものであります。第18条の入園願の規定中、文言の整理として「前条」の次に「の規定」を加え、「ときは、その」を削り、また、入園願の提出の時期を「翌年度の初めから2ヶ月前までに」入園願を提出することと規定されておりますが、幼稚園の入園は、年間を通じ随時受付していることから、「翌年度の初めから2ヶ月前まで」を、「当該入園させようとする幼稚園の園長」に改めるものであります。第21条の幼稚園の教育年限につきましては、全ての幼稚園で3年となることから「3年以内」の「以内」を削り、3年に改めるものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

佐々木委員長 説明が終わりました。ご質問はございませんか。

「なし」の声あり

佐々木委員長 原案のとおり承認してよろしいですか。

「異議なし」の声あり

佐々木委員長 それではご異議なしと認め、原案のとおり承認することとします。

佐々木委員長 続きまして、日程12、議案第16号、栗原市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則についてを上程します。内容の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長 議案書51ページをお開きください。議案第16号、栗原市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則についてを説明します。

本議案につきましては、学校教育法施行規則第49条第3項では、学校評議員の委嘱については「当該学校の設置者が校長の推薦により委嘱する」こととされています。今回、学校

評議員の委嘱に関する取り扱いについて、文部省初等中等教育局長から通知があり、公立学校においては、学校の管理を行う権限を有する教育委員会が、学校の裁量拡大や事務手続きの迅速化等の観点から、学校評議員の委嘱を校長へ委任する方がより適当であると判断した場合は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び第3項の規定に基づき、学校評議員の委嘱を校長に委任することが可能であるとされたことから、栗原市立学校の管理に関する規則第24条第3項中の学校評議委員の委嘱を校長が行うよう「、校長の推薦により、教育委員会」を「、校長」に改めるものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

佐々木委員長
白鳥委員

説明が終わりました。ご質問はございませんか。

提案の趣旨等は分かりましたが、教育委員会に報告という形は取らないのですか。学校で終わるとい形ですか。

学校教育課長

現在も報告を受けてございますので、委嘱する権限は学校長に委任するといたしましても、委嘱の状況については教育委員会で把握してまいります。

佐々木委員長

他に質問はありますか。

「なし」の声あり

佐々木委員長

原案のとおり承認してよろしいですか。

「異議なし」の声あり

佐々木委員長

それではご異議なしと認め、原案のとおり承認することとします。

佐々木委員長

続きまして、日程13、議案第17号、栗原市文化施設条例施行規則の一部を改正する規則についてを上程します。内容の説明を求めます。社会教育課長。

社会教育課長

議案書54ページをお開きください。議案第17号、栗原市文化施設条例施行規則の一部を改正する規則についてを説明します。

55ページをお開き願います。条例の改正内容について記載してあります。今回の条例改正につきましては、市内の高等学校が文化施設を利用する場合、現在の5割免除から10割免除に拡大するため所要の改正を行うものであります。

56ページの一部改正条例施行規則新旧対照表をご覧ください。改正内容につきましては、第18条第1項第3号中「、中学校」を「、中学校、高等学校」が利用する場合 10割に改め、第10号 市内の高等学校が利用する場合 5割を削除し、第11号を第10号にするものであります。

55ページにお戻り願います。附則でございます。

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の栗原市文化施設条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

佐々木委員長
亀井教育長

説明が終わりました。ご質問はございませんか。

補足させていただきます。これまで高校につきましては、減免という形でやってきましたが、4月からは全て無料にして使っていただくということになります。ただし、これにつきましては、ナイター設備等様々な費用を要するものについては、若干負担していただくこととなります。

社会教育課長 付帯設備の考え方についてですが、小・中学校の付帯設備の利用についても全て免除ということから、高校だけに付帯設備の負担を求めることは整合性が取れないとの指導もあり、大変申し訳ありませんが、そのように変わりました。

亀井教育長 いい方向にいったので了解です。

佐々木委員長 その他ございませんか。

白鳥委員 これは、これから議会に出すということですか。

社会教育課長 免除規定につきましては、施行規則のほうに委任されておりますので、条例改正は必要ございません。

佐々木委員長 他に質問はありますか。

「なし」の声あり

佐々木委員長 原案のとおり承認してよろしいですか。

「異議なし」の声あり

佐々木委員長 それではご異議なしと認め、原案のとおり承認することとします。

佐々木委員長 続きまして、日程14、議案第18号、栗原市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則についてを上程します。内容の説明を求めます。社会教育課長。

社会教育課長 議案書57ページをお開きください。議案第18号、栗原市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則についてを説明します。

58ページをお開き願います。条例施行規則の改正内容について記載してあります。今回の条例施行規則改正につきましては、市内の高等学校が体育施設を利用する場合、現在の7割免除から10割免除に拡大するため所要の改正を行うものであります。

59ページの一部改正条例施行規則新旧対照表をご覧願います。改正内容につきましては、別表第3中「、中学校」を「、中学校、高等学校」が利用する場合 10割に改め、「10 市内の高等学校が利用する場合 7割 」「11 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認める場合 教育委員会が定める割合」を「10 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認める場合 教育委員会が定める割合」に改めるものであります。

58ページにお戻り願います。 附則でございます。

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の栗原市体育施設条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

佐々木委員長 説明が終わりました。ご質問はございませんか。

「なし」の声あり

佐々木委員長 原案のとおり承認してよろしいですか。

「異議なし」の声あり

佐々木委員長 それではご異議なしと認め、原案のとおり承認することとします。

佐々木委員長 続きまして、日程15、議案第19号、栗原市細倉鉦山資料館条例施行規則を廃止する規則についてを上程します。内容の説明を求めます。社会教育課長。

社会教育課長 議案書60ページをお開きください。議案第19号、栗原市細倉鉦山資料館条例施行規則

を廃止する規則についてを説明します。

61ページをお開き願います。今回の条例施行規則の廃止につきましては、細倉マインパークリニューアル計画により、細倉鉱山資料館の展示品を細倉マインパークに移設展示し、鉱山資料館を廃止することに伴い規則を廃止するものであります。

附則でございます。この規則は、平成28年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

佐々木委員長 説明が終わりました。ご質問はございませんか。

「なし」の声あり

佐々木委員長 原案のとおり承認してよろしいですか。

「異議なし」の声あり

佐々木委員長 それではご異議なしと認め、原案のとおり承認することとします。

佐々木委員長 続きまして、日程16、議案第20号、栗原市細倉鉱山資料館専門委員設置に関する規程を廃止する訓令についてを上程します。内容の説明を求めます。社会教育課長。

社会教育課長 議案書62ページをお開きください。議案第20号、栗原市細倉鉱山資料館専門委員設置に関する規程を廃止する訓令についてを説明します。

63ページをお開き願います。今回の訓令廃止につきましては、鉱山資料館を廃止することに伴い規程を廃止するものであります。

附則でございます。この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

佐々木委員長 説明が終わりました。ご質問はございませんか。

白鳥委員 資料館に展示していたものをマインパークの方に移設するということなんですが、いろいろな大切な資料があると思うのですが、その保存というのは今後どのような形に持っていくのですか。

社会教育課長 現在展示されている、約千点弱の資料につきましては、基本的に全て細倉マインパークの方に展示することになっています。

白鳥委員 今まで専門委員の方がいて、いろいろ検討してきたと思うのですが、そういう部署は置かないということですか。

社会教育課長 この、細倉鉱山資料館専門委員設置に関する規程でございますが、実際のところ合併前の旧町、鶯沢町におきましては専門委員を委嘱してございましたが、合併後、栗原市になってからは、実際のところ専門委員の委嘱はしてございませんので、規程だけが合ったという内容になっております。

白鳥委員 その大切な資料を今後きちんと守っていく、マインパークに依存するのはいいんですが、ある程度管理体制を取っていかないと、貴重なものが無駄にされる、歴史があるものですから、きちんとした体制を取っていかないとだめでないでしょうか。

社会教育課長 先日、仙台市科学館の学芸員の方に、展示資料について確認をしていただきました。それらを含めて、田園観光課のほうに確実に引き継ぎを行っていきたいと思います。

佐々木委員長 他に、ご質問はございませんか。

「なし」の声あり

佐々木委員長 原案のとおり承認してよろしいですか。

「異議なし」の声あり

佐々木委員長 それではご異議なしと認め、原案のとおり承認することとします。

- 佐々木委員長 続きまして、日程17、議案第21号、栗原市指定文化財の指定解除についてを上程します。内容の説明を求めます。文化財保護課長。
- 文化財保護課長 議案書64ページをお開きください。議案第21号、栗原市指定文化財の指定解除についてを説明します。
- 65ページをご覧いただきたいと思います。保持団体からの解散届を受けまして、11月20日開催の教育委員会におきまして、栗原市文化財保護審議会へ文化財指定解除の諮問の決定をいただきました。それを受けまして、平成28年1月28日付けで、文化財保護審議会へ諮問をいたしました。それに対して文化財保護審議会を平成28年3月14日に開催をいたしました。その答申書の写しであります。内容につきましては、栗原市指定無形民俗文化財の王澤神楽について、指定を解除することは適当であるということでございまして、以下、種別等につきましては議案書のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。
- 以上、よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。
- 佐々木委員長 説明が終わりました。ご質問はございませんか。
- 白鳥委員 指定年月日が平成2年ということなんですが、栗原市合併前の旧町で指定になったのを引き継いだという形ですか。
- 文化財保護課長 文化財の指定につきましては、合併当初、各旧町村で指定された文化財をそのまま引き継ぐということで、市の指定になっておまして、指定月日も旧町の指定月日のまま引き継いでいるという状態であります。
- 亀井教育長 ひとつ補足させていただきます。文化財保護審議会を3月14日にやりまして、私もその席上にいまして、この解散については、もう解散してからの申請であったので、もうどうにもならない状態での解散ということでありました。それに対して、審議委員の中から、もうちょっとちゃんと調べて、状況を調べた上でやったらいいんじゃないか、今回は仕方ないけれども、指定文化財についてきちんと調べなおす必要があるんじゃないかという指摘がございました。現在文化財保護課のほうでそれ以外について台帳整備とかいろいろな整備をしながら、本当に続いているのか、或いは指定したものが本当にあるのかどうか含めて、見直しを図る時期に来ているのかなという感じを持っていますので、今後その辺についても、出来る範囲でやっていこうと思っているところであります。
- 佐々木委員長 他に質問がなければ、原案のとおり承認してよろしいですか。
- 「異議なし」の声あり
- 佐々木委員長 それではご異議なしと認め、議案第21号、栗原市指定文化財の指定解除については原案のとおり承認することとします。
- 佐々木委員長 続きまして、日程27、議案第31号、栗原市スポーツ推進計画（改訂）についてを上程します。内容の説明を求めます。社会教育課長。
- 社会教育課長 議案第31号、栗原市スポーツ推進計画（改訂）についてを説明します。
- 栗原市では、平成20年3月に「栗原市スポーツ振興計画」を策定し、その後おおよそ3年ごとに見直しを行うこととし、平成25年3月に第一次改訂を実施いたしました。併せて、国のスポーツ基本法に基づき「栗原市スポーツ推進計画」に名称を変更し、その後、平成27年4月に2回目の意識調査を行い、平成28年3月に第2次改訂を行い、平成28年度と平成29年度の指針とするものであります。平成30年には2次計画を策定することから、今回の改訂については、文言の整理と統計資料の変更が中心という内容になっております。

改訂案では、追加につきましては、赤文字で、削除につきましては見え消しで表記しております。

第1章 総論の1ページですが、スポーツの意義にスポーツ基本法の前文を反映させたものであります。2ページには、2020東京オリンピック・パラリンピックと推進計画第2次改訂を追加して記載しております。

5ページ 第2章 スポーツ推進施策の展開では、第1節の(1)を(6)に繰り下げ(2)から(6)を(1)から(5)に繰り上げております。

第3章 24ページからは、平成27年4月に実施したアンケート調査概要と調査結果及び分析を記載しております。

第4章 37ページからは資料編として、スポーツパーク推進計画策定経過、スポーツ推進審議会名簿、関係法令、社会体育施設概要を記載しております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

佐々木委員長
亀井教育長

説明が終わりました。ご質問はございませんか。

ひとつだけ補足させていただきます。スポーツパークがいろいろ話題になっております。これを挿入するかどうかということで、教育委員会としてのひとつの課題であります。正式に現在アンケート等聞き取り調査中でありまして、これについては原則として載せないという形で作成させていただきました。それを私が審議会の冒頭のあいさつで申し上げまして、了解を得たところであります。もし決定した場合は差込とかそういう形にしていくこととなりますので、ご了承いただきたいと思っております。

白鳥委員

先日、金成の多目的健康広場というところに文書で案内をもらって行ったんですが、看板もぜんぜんなくて、4号線から入るところの看板が無いんです。行ってみたら金成球場の隣でした。いろいろ迷って、「多目的健康グラウンドってどこですか。」と人に聞いても、地元の方も分からないようでした。金成球場のすぐ隣接で、金成球場の入り口もすごいゴミの山でした。ですから、4号線から入るところの看板だったり、常にゴミを捨てられない状況にしたりとか、そういう環境整備が必要でないかと感じました。今日の資料に施設関係が入っていて、多目的広場となっておりますが、「健康」という文字も入っているようなので、どういう正式名称なのか、その辺も含めて整理したらいいのではないかと思います。

社会教育課長

当然、スポーツ推進計画につきましては、条例に記載している正式名称で記載しておりますので、健康広場ということで通称で言われているかもしれませんが、推進計画には条例に記載している名称で記載しています。施設の管理につきましては、それぞれの教育センターで管理しておりますが、さらに、利用者が安心して使えるような、ゴミ等がないような形で管理をするように、教育センターと話をしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

白鳥委員

壊れた看板には「健康」と入っていましたので、それをきちんと直して、誘導看板なりほしいと思います。栗原は広いですから、高清水とか瀬峰の方はわかりませんから、そういう形でよろしくをお願いします。

社会教育課長

金成の多目的広場だけでなく、もう一度市内の体育施設等点検をして、そういった不具合については直していきたいと思っております。

佐々木委員長

他に質問ございませんか。

「なし」の声あり

佐々木委員長

原案のとおり承認してよろしいですか。

いるという情報が入っております。

学校教育課からは以上でございます。

佐々木委員長 ただいまの学校教育課に関わることでご質問ございますか。

「なし」の声あり

佐々木委員長 それでは、以上で各課報告を終了いたします。

14. 閉会

教育総務課長 以上をもちまして、平成28年第3回栗原市教育委員会定例会を閉会致します。

午後3時50分

15. 本委員会の議決の次第は次のとおりである。

- 議案第9号 栗原市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について
- 議案第10号 栗原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令について
- 議案第11号 栗原市教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長に委任する規程の一部を改正する訓令について議案第6号 栗原市就学指導委員会に対する諮問について
- 議案第12号 栗原市教育委員会非常勤職員取扱規程の一部を改正する訓令について
- 議案第13号 栗原市教育委員会臨時職員取扱規程の一部を改正する訓令について
- 議案第14号 栗原市立幼稚園に勤務する職員の勤務時間に関する規程の制定について
- 議案第15号 栗原市学校教育法施行細則の一部を改正する規則について
- 議案第16号 栗原市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第17号 栗原市文化施設条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第18号 栗原市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第19号 栗原市細倉鉾山資料館条例施行規則を廃止する規則について
- 議案第20号 栗原市細倉鉾山資料館専門委員設置に関する規程を廃止する訓令について
- 議案第21号 栗原市指定文化財の指定解除について
- 議案第22号 平成27年度就学指導を要する児童生徒について
- 議案第23号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について
- 議案第24号 栗原市在学青少年指導員の人事について
- 議案第25号 栗原市教育相談員の人事について
- 議案第26号 栗原市任期付市費負担教員の人事について
- 議案第27号 栗原市教育研究センター所長の人事について
- 議案第28号 栗原市社会教育指導員の人事について
- 議案第29号 栗原市スポーツ推進審議会委員の人事について
- 議案第30号 栗原市教育委員会職員の人事について
- 議案第31号 栗原市スポーツ推進計画（改訂）について

この会議録は書記が作成したものであるが、その内容の正確なることを証するためここに署名する。

平成28年4月27日

会議録署名委員 _____

〃 _____